

▼注意点など

今回の申告により令和7年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希

望される人は、名寄税務署へご連絡ください。確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒078-8507

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎

札幌国税局業務センター旭川分室

旭川分室

住民税の申告書の作成は、役場町民生活課税務係へご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒098-1206

上川郡下川町幸町63番地

下川町役場

町民生活課税務係

今回の申告に際し、

「下川町公式LINE」による予約が可能になりました。

下川町公式LINEからメニューを開くを押して、申請・申込から予約できます。

●予約受付開始日

令和7年2月3日（月）

●予約可能期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月14日（金）まで

1日の受付時間を5つの時間帯で分けており、各時間帯1名のみ先着順となっておりますので、ご了承ください。

■お問い合わせ

町民生活課税務係

☎4・2511内線114
☆4・251103

税のお知らせ

名寄税務署からのお知らせ
【確定申告をされる方へ】

名寄税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、なる

べくお早めにお越しください。

■開設期間

2月17日（月）
～3月17日（月）
（土・日・祝日除く。）

■受付時間

午前9時から午後4時まで

■確定申告会場

名寄税務署 2階会議室
名寄市西1条北1丁目11番地

2月14日（金）以前は、確定申告会場を開設しておりません。

確定申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。

入場整理券の取得方法は、①LINEで来場希望日等を選択して取得、②会場で当日分の整理券を取得の2つがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ「名寄税務署」をご確認ください。

入場整理券の配布状況により、早めに整理券の配付を終了する場合があります。

ります。駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

【「確定申告書等作成コーナー」のご案内】

感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

確定申告書等を郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）により提出する場合は、こちらに願います。

〒078-8507

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎

札幌国税局業務センター旭川分室

旭川分室

■お問い合わせ

名寄税務署
☎01654・2・2157